

# 墓地の改葬許可について

「改葬」とは、すでに埋葬されている遺骨（遺体）を所定の手続きを踏んで、現在とは異なるお墓等に移動させることをいいます。

国東市内にある墓地や納骨堂に埋葬されている遺骨（遺体）を改葬する場合には、国東市が発行する「改葬許可書」の交付を受け、改葬先の墓地管理者に提出する必要があります。

## 1. 申請書に必要な添付書類

- ① 改葬先の霊園等の受け入れ証明書の写し  
(証明が取れない場合は、使用権が確認できる書類の写しでも可)
- ② 現在埋葬されている墓地の位置図  
(住宅地図など場所が分かるもの)

## 2. 記入・作成要領

- ① 記入例を参考に記入してください。
- ② 改葬する遺骨等が複数ある場合は、別紙に記入してください。
- ③ 申請書下部の「墓地等の管理者」による証明者は、以下のとおりです。
  - ・寺院の墓地の場合～住職等
  - ・地区管理の墓地の場合～地区の区長等
  - ・申請者本人のみが管理している墓地の場合～申請者本人
- ④ 改葬先の霊園等の受け入れ証明書は、任意の様式で構いません。
- ⑤ 申請者が墓地使用者等（墓地使用者又は焼骨収蔵委託者）と異なる場合は、墓地使用者の承諾書が必要となります。

〒873-0503

大分県国東市国東町鶴川149番地

国東市役所 環境衛生課

TEL 0978-72-9001

FAX 0978-72-9002